

掲示期間 7.1—7.10

新潟市告示第450号

収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市巻地区公民館使用料の収納事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年7月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 収納事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社 関越サービス 代表取締役 小川 和宣
所在地 新潟市西蒲区漆山8700

2 収納事務を行わせる歳入

新潟市巻地区公民館使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年7月1日

4 収納事務を委託した日

令和7年7月1日

5 収納事務を行わせる期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで